

阿賀野市条例第14号

阿賀野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

阿賀野市固定資産評価審査委員会条例（平成16年阿賀野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印」を「記載」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。